

佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用取扱要領

令和8年9月9日 制定

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟県が創出した「新潟県佐渡市内県有林Jークレジットプロジェクト」のJークレジット（以下「佐渡かがやきの森クレジット」という。）に係るロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、新潟県に帰属する。

(使用対象者)

第3条 ロゴマークの使用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 佐渡かがやきの森クレジットの購入者
- (2) その他知事がロゴマークの普及及び適正な利用の推進に資すると認める者

(使用申請等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ「佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用承認申請書」（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 新潟県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 新潟県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、知事が適当と認めたとき。

(使用承認)

第5条 知事は、前条の申請内容を審査し、次の各号に適合すると認めるときは、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) ロゴマークの品位を損なうおそれがないこと。
- (2) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (3) 特定の政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的としないこと。
- (4) 新潟県又は佐渡かがやきの森クレジットの信用を損なうおそれがないこと。
- (5) ロゴマークを使用しようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (6) その他、知事がロゴマークの使用について不适当と認めるとき。

2 知事は、前項の承認をするときは、「佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用承認書」（様式第2号）を交付するものとする。

(遵守事項)

第6条 ロゴマーク使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的以外に使用しないこと。
- (2) ロゴマークの使用の承認を受けた者は、その使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークの色彩、形状、比率等を変更しないこと。
- (4) ロゴマークの一部のみを使用し、又は他の図形若しくは文字と組み合わせて使用しないこと。ただし、知事が認めた場合を除く。
- (5) ロゴマークを自己の商標又は意匠として使用しないこと。
- (6) ロゴマークの使用に当たり、新潟県が商品、サービス又は企業活動を保証し、又は推奨していると誤認されるおそれのある表示をしないこと。
- (7) ロゴマークの使用により、カーボン・オフセット又はカーボンニュートラルが実現したものと誤認されるおそれのある表示をしないこと。

(使用内容の変更)

第7条 承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ「佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用変更申請書」(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請を承認したときは、ロゴマーク使用変更承認書(様式第4号)を交付するものとする。

(承認の取消し)

第8条 知事は、ロゴマーク使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 法令に違反したとき。
- (4) その他知事がロゴマークの使用を不相当と認めたとき。

(承認の期間及び使用料)

第9条 承認の期間は定めない。

- 2 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用実績報告)

第10条 知事は必要があると認められるときは、使用状況について報告を求めることができる。

(責任)

第11条 第8条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

- 2 ロゴマークの使用により使用者に損害が生じた場合又は第三者との間に紛争が生じた場合は、使用者の責任においてこれを処理するものとし、新潟県はその責任を負わない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、知

事が別に定める。

附 則

この要領は、令和８年９月９日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

申請者
所在地
名称
代表者職・氏名

担当者氏名
電話番号
メールアドレス

佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用承認申請書

佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用要領第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 使用目的

2 使用内容

（使用媒体、掲載箇所、配布方法等を記載してください。）

私は、佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用要領を遵守し、第 6 条各号に反する使用を行わないことを誓約します。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

新潟県知事 花角 英世

佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用承認書

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用については、佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用要領第5条第1項の規定により、下記のとおり承認します。

記

- 1 使用者
- 2 使用目的
- 3 使用内容
- 4 承認条件
 - （1）佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用要領を遵守すること。
 - （2）承認された内容以外には使用しないこと。
 - （3）使用内容を変更する場合は、あらかじめ変更承認申請を行うこと。
 - （4）その他知事が必要と認める事項

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

申請者
所在地
名称
代表者職・氏名

担当者氏名
電話番号
メールアドレス

佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用変更承認申請書

佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用要領第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり変更承認を申請します。

記

- 1 当初承認番号
第 号
- 2 当初承認年月日
年 月 日
- 3 変更内容
- 4 変更理由

私は、佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用要領を遵守し、第 6 条各号に反する使用を行わないことを誓約します。

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

新潟県知事 花角 英世

佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用変更承認書

年 月 日付けで申請のあったロゴマーク使用内容の変更については、佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用要領第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 当初承認番号
第 号

2 当初承認年月日
年 月 日

3 変更承認の内容

4 承認条件

- （1）佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用要領を遵守すること。
- （2）本承認は、上記 3 に記載した変更内容について承認するものであり、当初承認内容のうち変更のない事項については、引き続き当初承認の内容によるものとする。
- （3）その他知事が必要と認める事項